

判定に必要な所得等情報と適用期間の関係

年	A年			B年												C年												D年									
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
年度	A年度						B年度						C年度						D年度																		
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
収入・所得等				1月から12月までの収入・所得等																																	
税・保険料													B年中の所得等によりC年度の税・保険料の賦課																								
負担割合・負担限度額													B年中の所得・C年度の課税状況等から決定																								

判定までの流れ（B年中の収入を基にしたC年度の例）

B年（B年1月から12月）中の収入・所得等から、C年度（C年4月からD年3月）の住民税額や各種保険料額が算定されます。

これを基に、C年度8月1日からの介護保険負担割合や介護保険負担限度額証の発行が決定されます。